

附 則

(施行期日)

第一条 この政令は、金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。ただし、附則第四条から第七条までの規定は、公布の日から施行する。

(発行保証金の取戻しに関する経過措置)

第二条 改正法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現にこの政令による改正前の資金決済に関する法律施行令第九条第一項（第三号又は第四号に係る部分に限る。）の承認を受けている者が行う同項に規定する発行保証金の取戻しについては、なお従前の例による。

(履行保証金の供託に関する経過措置)

第三条 みなし登録第二種業者（改正法附則第七条第二項に規定するみなし登録第二種業者をいい、改正法附則第十二条第三項に規定する信託契約みなし登録第二種業者を除く。）が、改正法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（以下「第二号施行日」という。）から第二号施行日の直前の改正法第十四条の規

定による改正前の資金決済に関する法律（以下この条において「旧資金決済法」という。）第四十三条第一項に規定する基準日の翌日から起算して一週間を経過する日までの間に改正法第十四条の規定による改正後の資金決済に関する法律（以下「新資金決済法」という。）第四十一条第一項の変更登録を受けた場合には、当該みなし登録第二種業者に係る改正法附則第九条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧資金決済法第四十三条第二項に規定する政令で定める額は、千万円を当該みなし登録第二種業者が営む資金移動業の種別（新資金決済法第三十八条第一項第七号に規定する資金移動業の種別をいい、第三種資金移動業（新資金決済法第三十六条の二第三項に規定する第三種資金移動業をいう。以下この条において同じ。）（当該みなし登録第二種業者が営む第三種資金移動業の新資金決済法第四十五条の二第一項に規定する預貯金等管理割合が百分の百である場合に限る。）を除く。）の数で除して得た額（その額に一万円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）とする。

（第二号施行日前における登録申請書の提出）

第四条 第二号施行日以後に、新資金決済法第二条第二項に規定する資金移動業を営もうとする者は、第二号施行日前においても、新資金決済法第三十八条の規定の例により、同条第一項の登録申請書を提出する

ことができる。この場合において、当該登録申請書は、第二号施行日において同項の規定により提出されたものとみなす。

(第二号施行日前における業務実施計画の認可の申請)

第五条 新資金決済法第四十条の二第一項の認可を受けようとする者は、第二号施行日においても、同項の規定の例により、その申請を行うことができる。

(第二号施行日前における改正法附則第七条第二項の書類の提出)

第六条 この政令の公布の際現に資金決済に関する法律第三十七条の登録を受けている者は、第二号施行日前においても、改正法附則第七条第二項の規定の例により、同項の書類の提出をすることができる。この場合において、当該書類は、第二号施行日において同項の規定により提出されたものとみなす。

(第二号施行日前における変更登録の申請)

第七条 前条の規定により改正法附則第七条第二項の書類を提出した者であつて、新資金決済法第四十一条第一項の変更登録を受けようとするものは、第二号施行日においても、同条第二項において準用する新資金決済法第三十八条の規定の例により、その申請を行うことができる。

(権限の委任)

第八条 改正法附則第十六条第一項の規定により金融庁長官に委任された権限は、みなし登録第二種業者（改正法附則第七条第二項に規定するみなし登録第二種業者をいう。）の本店（資金決済に関する法律第二条第四項に規定する外国資金移動業者である資金移動業者にあつては、国内における主たる営業所）の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任するものとする。